

「(仮称) 第 5 次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の 骨子(案)について

1 骨子(案)の基本的な考え方

次期計画の策定にあたり、現行計画の取組結果や市民意識調査、本市の実情や国の動向等から導出された本市の福祉課題を踏まえ、次期計画において本市が取り組むべき施策・事業の方向性について整理し明示するものとする。

2 計画に盛り込むべき事項

別紙 1

社会福祉法第 107 条により、「市町村地域福祉計画」において一体的に定めることとされている事項は以下のとおり

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）
- (6) その他

《参考》「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」により規定されている福祉のまちづくりや市民福祉の増進に関する施策

意識の高揚／福祉に関する教育の充実／生涯学習の機会の確保／情報の提供／表彰／健康の保持及び増進／児童の健全育成／就業機会の確保／ボランティア活動への参加及び支援／公共的施設の整備／公共交通手段及び住環境の整備

3 次期計画策定に向けた課題（課題の総括）

現行計画の取組結果や市民意識調査、本市の実情等から導出された本市の福祉課題は以下のとおり

- (1) 「絆」「つながり」への市民意識の醸成
- (2) 支え合いによる地域づくりの推進
- (3) 市民が抱える複雑化・複合化した問題への対応
- (4) ユニバーサルデザインの推進

4 次期計画策定に向けた視点

(1) 福祉部門の「上位計画」としての位置づけ

平成30年の社会福祉法の改正により、福祉部門の上位計画として位置付けられ、「高齢、障がい、児童福祉、その他福祉の各分野における共通的な事項」について盛り込みを進め、福祉の分野別計画や関連計画の総合化や包括化を図るもの

(2) 地域共生社会の構築

少子高齢化や価値観の多様化などによる地域社会の支え合いの基盤が弱まっている現状を踏まえ、「支える側」と「支えられる側」という枠組みを超えて、それぞれが役割を持ちながら住み慣れた地域で支え合いながら生活することができる社会の構築に向けて、具体的かつ包括的に地域福祉の推進を図るものとする。

(3) 包括的な支援体制の整備

支援を必要とする個人や世帯について、本市の現状や国の動向等を踏まえて整理を行い、施策を展開しながら相談支援の充実を図るものとする。

(4) 地域福祉活動計画との連携

次期計画については、本市と宇都宮市社会福祉協議会のそれぞれの強みを生かしながら、宇都宮市社会福祉協議会の「(仮称)第5次宇都宮市地域福祉活動計画」の策定作業と連携し、地域福祉を協働して推進する。

(5) 成年後見制度利用促進基本計画の包含

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用促進により地域共生社会の構築を目指すものであり、次期計画と同一理念のもと、各分野と連携した施策展開が効果的であることから、次期計画に包含して策定する。

5 計画の構成（案）とポイントについて

(1) 第1章 計画の策定にあたって

「社会福祉法」の改正を踏まえ、計画の目的、法に基づく根拠、庁内外の各種計画との関連性を明確にする。（4(1)(2)(4)の視点）

計画の目的	現行計画も継承しつつも、本市が抱える福祉課題や「社会福祉法」の改正（平成30年4月施行）の趣旨を踏まえ、「地域共生社会」の構築を目指すものとして整理
庁内外の各種計画との関連性	福祉部門の上位計画として位置付け

(2) 第2章 地域福祉を取り巻く環境の動向と課題の整理

少子・超高齢社会の進行をはじめ、感染症や自然災害など、新たな社会潮流による市民生活への影響を的確に捉え、計画全体において、共通認識すべき現状と課題を明確にする。（4(3)の視点）

(3) 第3章 計画の基本理念と目標、第4章 施策体系と取組

「社会福祉法」の改正や本市の抱える福祉課題を踏まえ、地域共生社会の構築に向け、本計画における基本理念や目指すまちの姿等を設定し、取り組む施策事業を基本目標ごとに体系化する。（4(1)(2)(3)の視点）

基本理念	現行計画を継承
目指すまちの姿	本市の目指す「地域共生社会」を踏まえた「目指す福祉のまちの姿」を設定
基本目標	本市の目指す「地域共生社会」の構築を踏まえた「基本目標」を設定
基本施策、施策、主要取組等	福祉分野の上位計画であることを踏まえ、個別福祉分野と連携し、総合的に展開することが必要な施策等を中心に盛り込む方向で整理

6 次期計画の施策の体系（案）について

別紙2

次期計画においても、現行計画の基本目標である「人づくり」「地域づくり（※地域社会づくりから地域づくりへ変更）」「福祉の基盤づくり」の3つの基本目標を引き続き柱とし、基本施策・施策・取組の体系を組むこととする。

7 課題に対応した主な施策・取組の方向性（案）

(1) 「絆」「つながり」への市民意識の醸成

誰もが地域社会の一員としてその地域と関わり合いながら支え手となれるよう「共生のこころをはぐくむ意識啓発」や「福祉共育の推進」などに取り組む。

(2) 支え合いによる地域づくりの推進

市民活動の活性化や支え合いの構築に向け、「地域における活動支援」や「地域の多様なネットワーク機能の充実」に取り組むほか、市民が身近な地域の活動に参加できるよう、「地域資源との繋がり支援」に取り組む。

(3) 市民が抱える複雑化・複合化した問題への対応

複雑化・複合化する市民の様々な問題の早期発見・解決に向けた「保健と福祉に関する相談支援の充実」や住み慣れた地域で尊厳を持って生活を送ることができるよう「成年後見相談・支援の推進」などに取り組む。

(4) ユニバーサルデザインの推進

誰もが安全・快適に生活することができるよう、「公共的設備等へのバリアフリーの推進」や「地域交流を育む都市基盤整備」に取り組むほか、デジタル技術を活用できるよう「情報提供の充実」に取り組む。

※ 今後、以下の考え方を基に次期計画において計上する取組を検討・調整していく。

- 1 分野別計画と連携し、総合的に展開することが必要な事業
(他分野と連携・協働が必要な事項や課題に対する事業)
- 2 法・条例で盛り込むべきとされる事項のうち、分野別計画に位置づけがなされていない事項に対する事業（新規事業）
- 3 分野別計画に位置付けている事項のうち、特に重点的に取り組む事業（重点事業）

8 今後のスケジュール

令和4年	1 1月中旬～	素案作成
	1 2月	パブリックコメントの実施
令和5年	2月	社会福祉審議会からの提言 計画策定